

神戸合同法律事務所

〒 650-0044
神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号
神戸ハーバーランドセンタービル10F
TEL : 078-371-0171
FAX : 078-371-0175
<http://www.kobegodo.jp>



借金の問題は必ず解決できます！早めに相談ください！！

Q 1 全ての資産を失うのですか？

破産以外の場合、当然に資産を失うことになるわけではありません。また、破産の場合でも、手続により、本人の経済的再生に必要な資産の保持は認められています。もし、残したい資産がある場合にはご相談ください。借金の額と収入によって、あなたにあった手続を提案します。

Q 2 弁護士に依頼すると周りに知られてしまうのですか？

弁護士があなたの債務問題の代理人となったとしても、ブラックリスト（業者が今後貸付を行うかを検討するための情報）に登録されますが、家族や勤務先などに知られるわけではありません。もっとも、官報に掲載される手続もありますので詳しくはご相談ください。

Q 3 自分以外の家族や友人の借金問題も相談できますか？

借り入れた方が、相談者以外であれば、弁護士が受任する際には、ご本人と面談することが必要ですが、ご本人に来ていただくか、弁護士が訪問するか検討しますので、まずは、家族や友人の方が相談に来てください。

Q 4 費用はどのくらいでしょうか？

事件の内容や事務作業にもよりますが、最低額については以下のとおりです。

任意整理 着手金 ¥30,000 報酬 頂きません
 破産 着手金 ¥200,000 報酬 頂きません
 個人再生 着手金 ¥200,000 報酬 ¥100,000
 訴訟対応 着手金¥30,000 ※ 別途費用については頂戴します。

Q 5 どんな状況になったら相談したら良いですか？

以下の事項に当てはまる場合には相談してください！

- 2件以上の借金があり、返済も最近滞りがちである
- 返済のために別のところから借りて返済している
- 借金の返済のために、税金、公共料金、国民健康保険料、授業料、家賃などを滞納している

Q 6 相談に行くときは何が要りますか？

これがないと相談できないというものはありません。
 当日、事情をゆっくりお聞きできるので、可能であれば、準備してください。

- ・借入先を書いたメモ
- ・借入先から交付されたカード
- ・住民票（世帯全員の記載があり、省略のないもの）
- ・所得証明書

Q 7 弁護士に依頼するとどうなりますか？

- ① 債権者からの取立が止みます（強制執行を止めるには、さらに裁判所への申立などが必要です。）
- ② 債務が大きく減少することもあります（例：年利18%を超える50万円以下の貸付など）。

<神戸合同法律事務所の弁護士たち>



前田 修



高橋 敬



吉井 正明



松山 秀樹



内海 陽子



石田 真美



吉田 維一



増田 祐一



大田 悠記



相原 健吾